

1 活動の基本方針

- ・知徳体のバランスのとれた生きる力、チャレンジする力、豊かな人間性と社会性を育てる。
- ・活動を通して、生徒が生涯にわたり人生を楽しむことのできる資質・能力を培う。

2 活動の指導体制

- 各部とも複数顧問による指導体制を整え、全校体制で指導にあたる。
- 校務分掌の中に部活動顧問会議を位置付け、情報共有に努める。
- 専門的指導者が不在の部については、外部指導者を活用する。
- 管理職は部活動視察を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- 事故発生時の対応要領や緊急時の連絡体制を整え、安全管理に万全を期す。

留意事項

- ・顧問と副顧問が相談して指導を交代するなど、過度な負担がかからないように注意する。
- ・生徒の自己管理能力の育成を図るとともに、個々の自主的な活動については安全性に十分注意させる。
- ・顧問による体罰、あるいは先輩・後輩間での行き過ぎた指導がないよう相互観察などを推進する。
- ・部活動内での円滑な人間関係の構築に留意し、いじめ防止等の徹底を図る。
- ・随時、施設設備や用具等の点検を行い、事故の未然防止に努める。
- ・活動に要する費用を徴収する場合は保護者の理解を得るとともに、会計は適正に処理する。

3 具体的な活動の進め方

適切な休養日等の設定

- ① 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日及び週休日ともに、少なくとも1日以上を休養日とするが、種目の特性等で上記の基準によりがたく、週末に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替えることができる。）
長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。
- ② 通常の1日の実活動時間は、原則として平日2時間程度、休日3時間程度とする。（できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、種目の特性等で上記の基準によりがたい場合は、年間の活動時間が週平均16時間未満で活動することができる。）
- ③ 定期考査1週間前から定期考査最終日の前日までは、原則として休養日に充てる。

留意点

- ・科学的なトレーニングの導入、適切な健康管理の徹底など、合理的で効果的な活動に努める。
 - ・定期試験直後に大会がある場合などの活動は原則外とするが、別に定める校内の「申し合わせ」に従い無理のない範囲で活動する。
 - ・休養日の設定については、各部の事情を踏まえて部ごとに定める。長期休業中については、部活動を顧問教諭の正規の勤務時間内に行うことにより、部活動を行った日においても顧問教諭の定時退校が可能であることから、各部で設定することも可能とする。
 - ・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画等並びに毎月の練習予定表を作成する。
 - 各部の年間の活動計画等及び毎月の練習予定表を学校のホームページで公表する。